

チェコ 投資優遇措置・投資支援策

～チェコインベスト提供資料～

チェコインベスト Factsheet No.5

2004年6月

投資優遇措置

1. 製造業に対する投資優遇措置

チェコ政府は、新規投資家および既存投資家に対して、以下のような様々な投資優遇措置とビジネス支援策を提供している。ここでは、中央政府による、製造業部門を対象とした投資優遇措置の仕組みを紹介する。

2003年12月末現在、投資優遇措置が供与されたプロジェクトは155件に達しており、さらに申請審査中のものが61件ある。

中央政府による投資優遇措置

チェコ初の投資優遇措置が1998年4月政府により承認された。同措置は、当初から外国企業とチェコ企業のいずれにも平等の条件で適用する方針で立案された。

その後、これまでの投資奨励措置を拡充、手続きを簡素化した投資優遇措置法(Act on Investment Incentives N0.72/2000 Coll)が、2000年5月1日新たに施行された。この法律は、欧州委員会との協議を経て公的補助金に関するEU制度に準拠した内容となっている。

なお、2002年1月30日、この投資優遇措置法の一部が改正され、優遇措置適用要件の履行義務、最低投資額、投資総額に占める自己資本の最低額、税の減免適用開始時期などが変更された。

投資優遇措置法に規定されている優遇措置

税制上の優遇措置 (法人税免除)	新規設立企業に対しては、10年間の法人税免除 既存企業に対しては10年間の法人税一部免除
雇用創出補助金	新規雇用創出に対する補助金支給
職業訓練補助金	新規雇用従業員の訓練・再訓練に対する補助金支給
立地優遇措置	優遇価格による公共用地の譲渡

優遇措置は一括または一部のいずれでも申請できるが、特にプロジェクトの初期段階では投資家に対して最も経済的効果が得られるように配慮されている。

税制上の優遇措置

税制面の優遇措置は2つに分けられる。投資プロジェクトのために新設される企業(法人)の場合は10年間の法人税免除、既存のチェコ企業(法人)内での事業拡張・近代化プロジェクトの場合は10年間にわたり法人税の一部が免除される。なお、法人税免除は、当該企業に対する公的補助金の額が規定額上限に達した時に終了する。(下記、優遇措置に関するEU規則への適合に関する項を参照)。

雇用創出・職業訓練補助金

雇用創出補助金の規模は、投資が行なわれる地域(District)の失業率に左右される。それは、ゼロ・コルナ(失業率が全国平均を下回る地域)から1人最大20万コルナ(全国平均を50%上回る地域)まで4段階に分かれている。職業訓練補助金も同様に、失業率に応じて、従業員の訓練・再訓練にかかる費用総額のゼロから最高35%補助まで4段階に分かれている。

立地優遇措置(工業団地開発)

この優遇措置は投資家ではなく、地方自治体を対象としたものである。投資家は、適当な工業用サイトを同優遇措置を申請する前の段階で選択すべきである。

自治体が工業用地区域として指定・開発する決定をした場合に、国が自治体及び(または)民間デベロッパーに対し工業用サイト・インフラ開発資金を補助(60%まで)し、かつ国から自治体への優遇価格での土地所有権の譲渡を行なうものである。この優遇措置の結果、1998年から2003年までに80の工業用団地が造成され投資家への用地供与態勢が整った。投資家が自治体から、土地を最小限の時間で、市場価格より低い価格で購入できる環境が整っている。

製造業投資に対する優遇措置適用基準

優遇措置を享受するためには、投資優遇措置法に規定された下記の全ての要件を、優遇措置供与決定の日から3年以内に満たすことが必要である。

- ・ 製造業部門に対する投資であり、製造ラインの50%以上が政府の承認するハイテク機械リストに分類される機械であること。
- ・ 新規生産の開始あるいは既存生産ラインの拡張・近代化に対する投資であること。
- ・ 3年以内の投資額が、C,D地区の場合2億コルナ(約800万ドル)以上であること。ただし、この最小投資額は次の場合に減額される。すなわち、失業率が全国平均より50%以上高い地域(A及びB地区)では、最小投資額はB地区で1億5000万コルナ以上、A地区で1億コルナ以上あること(2004年1月1日改正)。
- ・ 上記の最小投資額の最低50%が自己資本であること。ただし失業率が全国平均より50%以上高い地域では、5,000万コルナ以上(2002年1月30日改正)。

- ・ 投資総額の最低 40%が機械への投資であること。
- ・ 製造への投資プロジェクトがチェコ環境保護基準を満たしていること。

申請手続き

投資家は所定様式により、チェコインベストに投資優遇措置を申請する。(チェコインベストは、案件ごとに指名された担当プロジェクト・マネージャーが、最も効率的な申請手続きについて助言します。) チェコインベストは申請書類受領後 30 日以内に内容を審査し、産業貿易省にプロポーザルを提出する。産業貿易省はこのプロポーザルを労働社会福祉省、財務省、環境省、経済競争保護局に回付する。これら関係省庁の審査を経て、貿易産業省は 30 日以内に、チェコインベストを経由して投資家に承認通知書(オファー)により、優遇措置の内容を提示する。前記の要件を満たす全ての投資家に、優遇措置が供与される。2000 年 5 月 1 日の法制化により、適用要件が法律で明確に規定されるようになったため、不透明な裁量的運用はできなくなっている。優遇措置の提示内容は 6 ヶ月間有効である。投資家がこの提示内容を承諾すると、産業貿易省から「投資優遇措置認可決定」が投資家に対し通知される。

2 . 戦略的サービス・センターに対する投資優遇措置

中欧地域における IT 産業のハブとしてのチェコ共和国のポジションを強化するため、チェコ政府はサービス部門と同様に開発・イノベーション部門への投資もサポートする。2003 年 12 月 10 日施行の政令 N0.1238 に基づき、テクノロジーセンターとビジネス・サポート・サービスセンターへの戦略的支援プログラムが発足、以下の投資優遇措置が提供されることになった。

- ・ 事業活動補助金：事業投資支出(操業開始後 3 年間の平均支払賃金、または 5 年以内の建物、機械・設備などの有形固定資産投資と建物、機械・設備投資額の 25%を限度とする無形資産投資を合算した額)の 50%を上限として最長 10 年間にわたり給付される。
- ・ 職業訓練補助金：一般訓練コストの 60%(プラハの場合 55%)及び特別訓練コストの 35%(プラハの場合 30%)を限度として最長 3 年間(または投資家が 100 人を超える新規雇用を創出する場合は 5 年) にわたり給付される。一般訓練とは、従業員が当該プロジェクト以外でも活用できる一般的な知識・技能を習得するための訓練を、また、特別訓練とは、当該プロジェクトでのみ活用することができ、他の雇用者の職場には容易に転用できない特殊な知識・技能を習得するための訓練をいう。訓練補助金の支給額は、従業員一人当たり最高 10 万コルナ(但し投資家が 100 人を超える新規雇用を創出する場合は最高 15 万コルナ)である。

1) ビジネス・サポート・サービスに対する補助金の適用要件

“ビジネス・サポート・サービス”とは、高水準の付加価値、高級な労働力、ITとの密接な関連および国際性によって特徴づけられる特別な企業活動を指す。特に顧客センター、共同サービスセンター、ソフト開発センター、専門的なソリューションセンター、電気通信センター、ハイテク修理センターなどを言う。

2) テクノロジーセンターの定義

(定義)

テクノロジーセンター(またはデザイン・センター)とは、製造と密接に関連するイノベーション活動を行なう施設をいう。同センターの典型的なイノベーション活動には、製品、生産ライン、製造工程、既存のサービス、及び進行中のその他の活動に加えられる通常または定期的な変更(改良など)を含む。

またプロジェクト支援決定から3年以内に、その事業成果が通常の生産に応用される見込みであることを要する。但し同センターの活動は、例えその一部でも武器産業を志向し、あるいはそれに依存するものであってはならない。

(補助金の適用基準)

プロジェクトの種類	テクノロジー・センター ソフトウェア開発センター 専門的ソリューション・センター － 多国籍企業本部(全ビジネス・サポート・サービスに適用)	コール・センター ハイテク修繕センター 共同サービスセンター (多国籍企業本部を除く)
最小投資額	1500万コルナ	3000万コルナ
最小新規雇用数	15名	50名
自己財源からの調達義務額	750万コルナ	1500万コルナ
生産との関連(テクノロジーセンターにのみ該当)	テクノロジーセンターの活動の成果が生産の上で実現すること	

投資優遇措置の申請手続

チェコインベストは、投資家から提出された申請書を14日以内に登録。登録後14日以内に内容を審査し、産業貿易省に回付する。

産業貿易省は、労働社会福祉省、財務省、環境省、経済競争保護局に「プロポーザル」を提示し、優遇措置適用の承認を求める。経済競争保護局は EU 規則に従い、当該プロジェクトに対する補助金の額を決定する。

産業貿易省は、各省および経済競争保護局の見解を受領後、優遇措置供与の「オファー」をチェコインベスト経由で、投資家に提示する。この「オファー」には、優遇措置の内容と適用要件が示される。投資家は 6 ヶ月以内に「オファー」の諾否をチェコインベストに通知する。投資家からの「オファー」受諾通知に基づき、産業貿易省は正式に、「プロジェクト支援決定書」を投資家に発出する。

投資優遇措置の EU 規則への適合

チェコの投資優遇措置制度は、その EU 公的補助金規則への適合性が欧州委員会によって審査される。チェコは投資優遇措置法の導入に当って、EU 規則との適合性を図るため、欧州委員会との調整がおこなわれ、同法施行後の現在も定期的に協議が持たれている。投資優遇措置の申請は、1 件毎にチェコ産業貿易省の審査をパスしなければならない。同省は各プロジェクトごとに適用される国家補助金の総額を決定する。

優遇措置申請案件については、1 件毎に、ブルノの経済競争保護局が審査し、優遇措置供与内容や公的補助金の総額を承認している。各投資プロジェクトに対する公的補助金額は、総投資額(すなわち、建物、機械・設備に対する資本投資額に建物、機械・設備投資額の 25% を上限とする無形資産投資を合算した額)に対し、地域別の上限率(20% から 50% までのシーリング)が決められており、この上限に達すると、税の免除は停止され法人税の支払い義務が発生する。

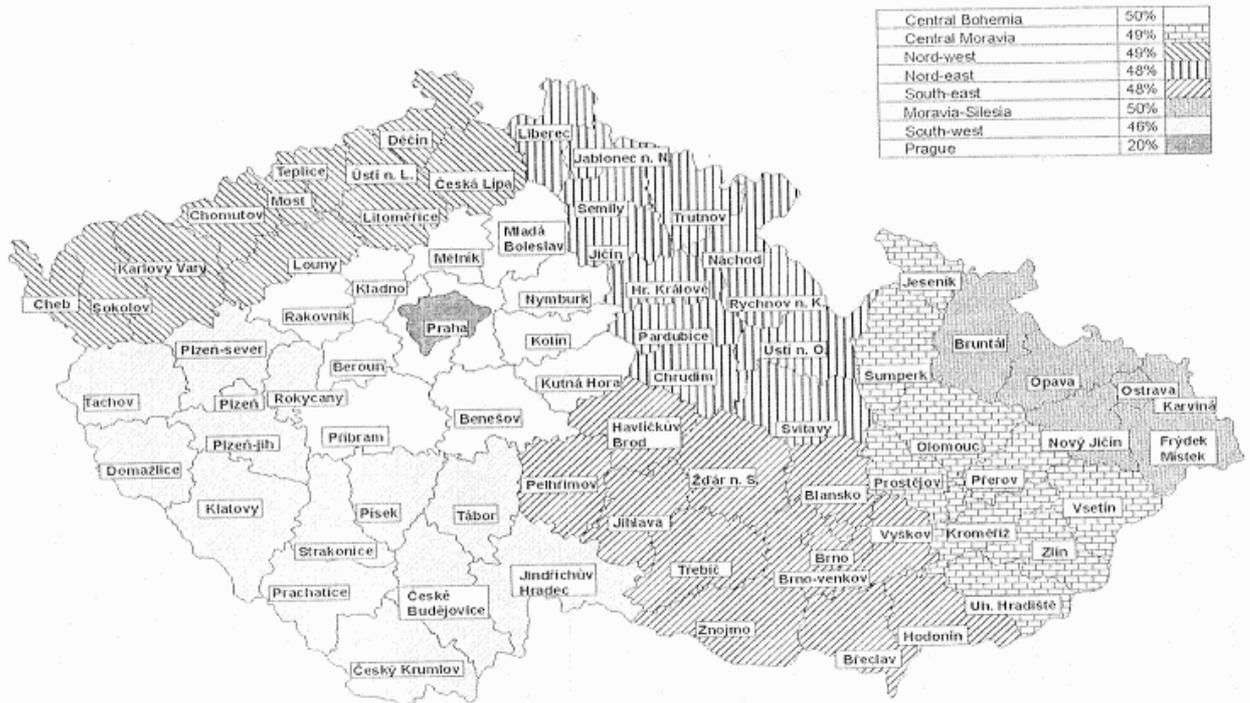
この投資総額に対する公的補助金の上限率(シーリング)は、一般原則は 50% までであるが、プロジェクト立地地域の所得水準にリンクして幅がある。チェコを 8 つの地域に分け、各地域の 1 人当たり GDP のレベルに応じて決められたもので、所得水準の高いプラハは 20%、その他地域は 46% から 50% までの範囲である。

なお、自動車プロジェクト(自動車組立ておよび組立てメーカーと同一工業団地に立地し、生産物の 50% 以上をそのメーカーに納入するサプライヤーの投資案件)については、EU 規則に準じ、総投資額に対する公的補助金の上限率(シーリング)は、30% に押さえられている。

EU 規則に準拠した地域別の総投資額に対する公的補助金の上限率は、別添地図に明記されていますのでご参照ください。

国家補助金の上限率(シーリング) (総投資額に対する比率)

(自動車プロジェクトの場合は、各地域シーリングの30%を限度とする)



その他の投資支援策

前項の中央政府による投資インセンティブの適用条件を満たすことのできない企業の投資については、以下のような支援プログラムが用意されている。しかし、税の免除を受けられる支援策は含まれていない。

中小企業支援策

政府は広範囲な中小企業支援策を講じている。優遇措置の一般的な適格要件は、企業の従業員数(50名または250名=スキームによって異なる)、収入および資産に応じて決められている。優遇措置を受けるためには、チェコで設立された企業であることが必要である。2001-2004年をカバーするプログラムには、以下のものがある。

保証(Zaruka)：中小企業が受けた銀行借入れまたは賃借(リース)に対する低コストの保証制度。保証が行なわれる全期間を通じ、年間9%の補助が行われる。経済困難地域の企業に対しては、さらに追加的な支援策が講じられている。

融資(Kredit)：優遇金利による融資。融資限度額1,000万コルナ、最長6年満期、年利7%の固定金利。

市場(Trh)：500万コルナ以下の銀行融資に関わる金利の7%を利子補給。20万コルナを上限としてISO9000または14000取得に必要な費用の50%までを補助。以上を合算して30万コルナまでの補助。

資本金(Kapital)：最高1,500万コルナ以下のベンチャーキャピタル投資の70%までの保証。保証額の3%以内、かつ最高25万コルナを超えない範囲内で資本投資に要する費用の補助。

地域：経済困難地域に立地する企業のプロジェクトに対する銀行借入れの利子補給。

町村(Vesnice)：人口2,000人未満の町村において中小企業が実施する2,000万コルナ以下の案件に対し、年利6%の優遇金利で融資。

優先融資：大きな経済変革が生じている地域に立地し、投資を実施する従業員25名以下の企業に対する融資。融資限度500万コルナ、年利5%。

運転資金：在庫調達の資金確保のため、100万コルナまで、満期2年、固定金利10%の融資。

国境(Hranice)：国境に立地した従業員50名以下の企業に対する、700万コルナまで、満期6年、固定金利7%の融資。

以上の中小企業支援策の詳細については、チェコ産業貿易省のウェブサイト (www.mpo.cz)の **Section Business, SME Support Programs in 2002**、およびチェコ・モラヴィア保証開発銀行(Czech-Moravian Guarantee and Development Bank)のウェブサイト(www.cmrb.cz)をご覧ください。

地方自治体によるインセンティブ(優遇措置)

中央政府のインセンティブの受給資格がない投資家は、直接、地方自治体に以下の支援を申請することができる。

雇用創出補助金：投資家は高失業地域に投資する場合、新規雇用、登録失業者の雇用、新高卒者の雇用、職業訓練センターおよび大学卒業者の雇用、身体障害者の雇用などに関して、様々な雇用創出補助金を申請することができる。補助金の額は、その地域の失業率、創出される仕事のタイプおよび地方労働事務所の財政事情などにより異なる。従業員 1 人当たりの補助金の最高支給額は 8 万コルナである。

職業訓練補助金：この補助金も地方労働事務所から支給される。条件は雇用創出補助金と同様であるが、補助率の上限または下限は決められていない。

国家訓練基金

上記の補助金に加え、国家訓練基金(National Training Fund = Narodni vzdělávací fond)が種々の人材開発プログラムを実施しており、EU のレオナルド・ダ・ビンチ・プログラムの国の調整機関としても機能している。このプログラムでは、社内研修費(総経費の 75%まで)および EU 域内にある親会社への研修旅費(1 回当たり 5000 ユーロまで)などが補助される。

税金の免除

企業は、第一所有者、或いは第一リース者であることを条件に、機械・設備や技術導入費の 10-15%を法人税課税基準額から控除することができる。

会社建物の暖房用エネルギーを、石炭・石油から、ガス・電力、その他の代替エネルギーに転換した企業は、5 年間、不動産税が免除される。

輸出支援

チェコトレード(CzechTrade)が、取引先や世界中の輸出機会に関する情報提供をするほか、市場調査や輸出カタログの作成、取引開拓などの事業に対し補助金を用意している。詳細はウェブサイト www.czechtrade.cz をご覧ください。

チェコ輸出銀行(Czech Export Bank = Ceska exportni banka)は、外国が自国輸出業者に用意しているのと同等の輸出条件をチェコの輸出業者に対して与えるための、公的融資を提供している。

輸出保証保険会社(Export Guarantee and Insurance Company = Exportni garancni a pojistovaci spolecnost, EGAP)は、外国の顧客が商業リスク、政治リスクによって支払不能になるリスクに対して、チェコの輸出企業に保険の手当てをする。

短期特別プログラム

特定地域または特定産業部門における新規雇用創出を目的として、適宜、短期特別プログラムが実施される。政府は、北西ボヘミアおよび北モラヴィア地方の雇用対策プログラムを2000年4月に承認した。これら地方に立地する企業は、投資総額の50%まで(最高2億コルナ)を補助する投資助成金をはじめとする、各種支援を地域開発省に申請することができる。詳細については、地域開発省またはチェコインベストにお問い合わせください。

その他の支援サービス

ビジネス開発庁(Business Development Agency = Agentura pro rozvoj podnikani, www.apr.cz)が産業貿易省によって設立され、中小企業に対してコンサルティングその他のビジネス支援サービスを提供している。

チェコには25のビジネス・イノベーション・センター(BIC)、サイエンス・テクノパーク、ビジネス・インキュベーターなどがある。詳細はチェコ・テクノパーク協会(Czech Society of Technology Parks)のウェブサイト www.svtp.cz をご覧ください。

プラハのチェコ技術大学(CVUT)によって設立されたビジネス・イノベーション・センター(www.bic.cvut.cz/english)は最も重要なものの1つで、中小規模のイノベーション企業の育成を目的とし、国内外の幅広いプロジェクトに参加している。